

ごみ半減計画を見直し

全員協議会で報告

今定例会前の五月三十一日に議会全員協議会を開催し、市から「ごみ半減計画の見直しについて」の報告を受けました。

市では、ごみ半減計画の見直しに至った経過や当面の対応などについて市民の理解を得るため、五月八日から二十日までの間、自治町内会長・商店会長・廃棄物減量化等推進員・市民を対象に十回の説明会を開催しました。

市長は報告に当たって、これらの説明会で出された市民のさまざまな意見や提案を十分に検討し、見直しの内容をより具体的なものにするともに中長期的な方向性について早急に検討を進め、九月定例会において補

正予算を含めて、具体的な提案をしたいとしました。また、説明会を通じて「ごみ半減計画の見直し」を行うこととした決断に対して、おおかたの支持を得たと確信しているとの見解も示しました。説明会の概要等について、次のとおり報告を受けました。

【ごみ半減計画の見直し理由】
本年の十一月までに本市のごみ焼却量を半減し三万五千トンを焼却する従来の計画では、今後一万四千トンの減量が必要となるが、資源化の努力をしても減量に限界があるので、半減達成のためにごみの発生抑制を行う必要がある。しかし、発生抑制にはライフスタイルの変更

【家庭系ごみの有料化】
家庭系ごみの有料化がごみ減量に果たす効果が未知数であるとともに、市民に新たな負担を伴う重要な課題であり、市民の

意見を十分に伺い、国や他の地方公共団体の動向も見ながら結論を出したいと説明をしたこととした。

【ごみ半減計画の見直し内容】
説明会で説明した見直しの内容は、大きく分けてごみ半減に向けた「当面の対応」と「中長期的な方向性」についての二点であるとした。また、その中で特に重要なことは、当面の緊急対策の問題であると報告しました。

◎当面の対応
当面の対応の中で、緊急対策として、本年十二月以降本市のごみ焼却施設は名越クリーンセンターのみとなり、焼却可能量が三万五千トンを超えるごみを鎌倉市外で焼却する自区外処理をせざるを得ないとし、また、自区内処理が原則であるごみ処



ごみ半減計画見直しの説明会場

理由において自区外処理を長期間継続することができないため、休止予定であった今泉クリーンセンターの改修を行い、焼却を継続せざるを得ないと報告しました。

なお、今泉クリーンセンターの焼却の継続は現状のさまざまな

な検討の中ではそれ以外の選択肢が残されていないとするもの、今後、専門的調査を行い、自区外処理、広域化、中長期的な方向性等を総合的に検討していく中で、最終的な結論を導き出したいとしました。

また、ごみ半減に向けた減量化・資源化策として、植木せん定材の資源化の拡大、木製家具の木くずの資源化や廃プラスチックの分別収集などを実施するとともに、一部戸別収集などの市民負担の軽減策を実施したい旨を説明したとのことでした。

◎中長期的な方向性
既存施設の有効活用の方角は、焼却ということではなく、減量化・資源化のための施設整備となるが、中長期的な方向性の検討にはもう少し時間が必要であるとし、九月定例会には、一定の方向性を提案したいとしました。また、見直し後のごみ半減計画は、ごみ処理の広域化計画と整合がとれ、民間活力の導入を考慮した計画となるように検討したいと報告しました。

任委員会に付託中の陳情審査の経過について中間報告を求める動議が提出されましたが、採決の結果、本動議を少数の賛成により、否決しました。

市道の廃止・認定
今定例会に市道路線の廃止及び認定に関する議案が提出され、審議の結果、いずれも総員の賛成により、可決しました。

◇市道路線の廃止
稲村方崎三丁目五六一番六地先から同所五五五番一四地先に至る路線ほか二路線はいずれも認定に係る道路用地との再編成を行うため、道路法の規定に基づき廃止するものです。

◇市道路線の認定
認定する六路線のうち、稲村方崎三丁目五六一番六地先から同所五六一番二〇地先に至る路線ほか三路線はいずれも開発行為に伴い築造された道路であり、一般の交通の用に供するため、また、上町屋字山ノ根六一九番四地先から同所六〇七番二地先に至る路線ほか一路線はいずれも現在一般の交通の用に供されているため、それぞれ道路法の規定に基づき認定するものとす。

可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では以下の2件の意見書を6月20日に可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

食品安全新法制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求めることに関する意見書

日本でもBSE（牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病）が発生し、消費者は大きな衝撃を受けたが、さらに新たに牛肉を初めとするさまざまな偽装事件の続発により、消費者は、食品の安全や表示に大きな不信と不安を抱くとともに、行政や事業者に対して大きな憤りを高めている。

現在、政府や国会等の場で、食品の安全にかかわる包括的法律（食品安全新法）の制定や新しい行政組織の設置の検討が行われている。

その際には、消費者を最優先に位置づけ、国民の健康や食品の安全性の確保、生産振興から独立した食品安全行政組織、リスク分析システムの確立、消費者の参加、情報公開などの確立が不可欠である。同時に、実際の食品安全を確保するための中心的な法律である、食品衛生法を大幅に改正し、法律の目的に国民の健康や食品の安全性確保を位置づけ、行政の責務を明確にすることや、食品の表示制度について、消費者の権利の観点から、総合的・一元的に見直すことが必要である。

よって政府においては、かかる食品の安全をめぐる状況を踏まえ、国民の健康と食品の安全性を確保することを目的とした食品安全新法の制定、新行政組織の設置とともに、食品衛生法の抜本的改正や運用強化を図るよう強く要望する。

有事関連3法案に関する意見書

政府は、今国会に「武力攻撃事態法案」「自衛隊法改正案」「安全保障会議設置法改正案」を提出し、現在審議中である。

国民の生命・財産を守るため、憲法に基づき適切に対応することは、法に基づいて政治を行う上で、最も重要なことであると考えている。

ところが、これら3法案の基本とも言える「武力攻撃事態」について、「おそれ」「予測」の事態まで想定しているが、その定義はいまだ判然とせず、また、米軍を支援する「周辺事態」と重なり合うともされており、「有事」の概念がさらに拡大されるおそれがある。

また、さきの周辺事態法では、自治体に対して、国が「協力を求めることができる」となっていたものが、本法案では、国が代執行する「強制力」を持つものとなっており、全国の自治体の首長からも懸念が表明されている。

さらに、国民にとって最も重要な人権や財産権に関する法整備は、2年以内を目標に後回しされたため、有事に対しての国民の不安感をぬぐい去ることはできない。

よって本市議会は、政府に対し、本市が「平和都市」を宣言している立場からも、次の事項について慎重に対処することを強く要望する。

- 1 政府は、本法案の重要性にかんがみ、広く公論をもって、国民が納得できる十分な審議を尽くし、拙速を避けること。
- 2 地方分権推進など、自治権の拡充が進められている中、本法案に対する地方公共団体の意見などを十分尊重し対処すること。
- 3 有事法制により、アジアの軍事的緊張感を高めることなく、日本国憲法の平和主義の理念に立った積極的な平和外交により、世界平和に貢献するよう努力すること。

意見書2件提出

今定例会最終日に、議員から意見書を提出するための議案二件（※意見書本文は別掲）が提出されました。

◇食品安全新法制定と新行政組織設置、食品衛生法抜本改正を求めることに関する意見書

議員から提案理由説明がされた後、採決の結果、総員の賛成により、可決しました。

◇有事関連3法案に関する意見書

議員から提案理由説明がされた後、提出者への質疑に続き、議案に対する反対討論として、同趣旨の陳情が総務常任委員会に付託中であり、委員会での審議を待つべきなどの意見が述べられた後、採決の結果、多数の賛成により、可決しました。

なお、同意見書提出議案が議題となる前に、議員から総務常

編集後記

日本と韓国で初の共同開催となったサッカー・ワールドカップ（W杯）は、アジアで初の開催、日本は初勝利に初のベスト十六入り。そして過去十六回の大会で一度も対戦しなかったサッカー大同士の決勝戦でブラジルが史上最も五度目の優勝。世界中を熱狂させた祭典が初づくしの下で幕を閉じました。

かまくら議会だよりも本号から、一般質問の質問者が質問と答弁内容の原稿を作成し、

委員会所属の変更
常任委員会委員の所属が次のとおり変更になりました。
〈総務常任委員会〉
岡田 和則
〈観光厚生常任委員会〉
中村聡一郎

音声版・点訳版「議会だより」のご案内
市議会では、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、「議会だより」の音声版（収録テープ）と点訳版を作成し、発行しています。
ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。
☎ 0467(23)3000 内線448番

氏名を付して掲載することになりました。
質問者それぞれの思いやこだわりがこれまで以上に文面から伝わるかと思いますが、いかがでしたでしょうか。
今後とも市政に対して市民の関心がより深まるよう、広報委員一同がんばります。
暑くなつてまいりましたが、お体にはご自愛ください。
議会広報委員会
委員長 中村聡一郎
副委員長 三輪裕美子
委員 大石 和久
委員 高橋 浩司
委員 小田嶋敏浩